

バリアフリーまちづくり事業要綱

1 目的

障害者や高齢者などの円滑な社会参加を実現するために、安心して通行できる歩行空間の整備が必要である。市町村における福祉のまちづくりと連携し、公共的施設の周辺等における歩道や信号機等の交通安全施設の整備及び旅客施設のエレベーター等の整備を図り、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

2 整備の基本方針

(1) 面的整備

市町村道の歩道整備事業等と連携し、連続したネットワークとなるよう面的な整備に努める。

(2) 重点的整備

障害者や高齢者等の利用が多い公共的施設周辺において、障害者や高齢者等のニーズに基づいて整備効果の大きい箇所の重点的な整備を進める。

(3) 事業執行の確実性

用地取得等に必要な地権者の確実な同意が見込めるなど、事業執行の熟度が高く、事業着手から概ね3年以内に完成することを目標とする。

3 実施方法

(1) 主 体 県（歩道、信号機等）、市町村（エレベーター等）

(2) 整備対象 県管理歩道、歩行者関連信号機等、旅客施設のエレベーター等

(3) 整備期間 事業着手から概ね3年以内に完成することを目標とする。

(4) 事業内容

ア 歩道整備

・市町村において、障害者や高齢者のニーズを踏まえた公共的施設周辺（官公庁、駅、病院、社会福祉施設、学校等）及び観光地周辺の歩道整備。

イ 信号機等整備

・障害者、高齢者等すべての人が安心して外出し、安全に移動ができるよう日常生活において利用の多い施設周辺での信号機等の整備を行う。

ウ エレベーター等整備

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想に定められた特定旅客施設に対するエレベーター及びエスカレーターの整備を、市町村補助を受けて行う場合に市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

4 附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。